

宇和島市地域防災計画改訂等業務 仕様書

■適用範囲

本仕様書は、宇和島市（以下「本市」という。）が実施する宇和島市地域防災計画改訂等業務（以下「本業務」という。）に適用するものであり、受託者が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

■業務の目的

本業務は、災害対策基本法第42条の規定に基づく宇和島市地域防災計画について、最新の国の防災基本計画、愛媛県地域防災計画、各種法令・基準等との整合性を図る。

■業務の名称

宇和島市地域防災計画改訂等業務

■契約期間

契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで

■関係法令等

本業務の実施にあたり、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づいて実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 河川法
- (5) 気象業務法
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (7) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- (8) 大規模地震対策特別措置法
- (9) 原子力災害特別措置法
- (10) 大規模災害からの復興に関する法律
- (11) 津波対策の推進に関する法律
- (12) 津波防災地域づくりに関する法律
- (13) 宇和島市都市計画マスタープラン
- (14) 宇和島市立地適正化計画
- (15) 防災基本計画
- (16) 愛媛県地域防災計画
- (17) 愛媛県水防計画
- (18) 原子力災害対策指針
- (19) 宇和島市地域防災計画
- (20) 宇和島市国土強靱化地域計画
- (21) 宇和島市業務継続計画
- (22) 宇和島市国民保護計画
- (23) 宇和島市避難行動計画
- (24) 宇和島市津波避難計画
- (25) 宇和島市総合計画

- (26) 宇和島市防災対応マニュアル
- (27) 災害対応初動体制マニュアル
- (28) 宇和島市避難情報の判断・伝達マニュアル
- (29) 宇和島市総合防災マップ
- (30) 須賀川洪水ハザードマップ
- (31) 立間川水系洪水ハザードマップ
- (22) 三間川洪水ハザードマップ
- (33) 岩松川洪水ハザードマップ
- (34) 来村川洪水ハザードマップ
- (35) 大規模災害発生時における地方公共団体の業務計測の手引き
- (36) 市町村のための業務継続計画作成ガイド
- (37) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
- (38) 個人情報の保護に関する法律
- (39) 宇和島市個人情報保護条例
- (40) その他関係法令、通達、ガイドライン、技術指針、条例、規則、各種計画等

■業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料の収集・整理
- (3) 宇和島市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の改訂
- (4) 津波防災地域づくりに関する推進計画の策定（地域防災計画の別紙）
- (5) 業務報告書の作成

■業務内容

1. 計画準備

本業務の遂行にあたり、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料の内容を十分把握し、業務実施にあたっての技術的方針及び作業日程について検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

2. 資料の収集・整理

本業務の実施にあたり、関係法令等の資料を収集・整理を行うものとする。

3. 地域防災計画の改訂

資料の収集・整理結果を踏まえ、以下のとおり地域防災計画の改訂を行う。

(1) 地域防災計画に関する課題整理

近年の災害対応の教訓や取り組み、施策の進展を踏まえ、現行計画の課題整理を行う。

なお、課題整理にあたっては、現行計画策定時以降に実施された国及び愛媛県の関連計画の改訂事項や関連法令・通達等に留意する。

(2) 改訂方針の検討

課題整理結果を踏まえ、計画の重点的に見直すべき事項を抽出するとともに、計画の全体構成及び改訂方針等を検討する。

- ①国の防災基本計画及び愛媛県地域防災計画等の改訂を踏まえた修正
- ②近年の社会情勢等を踏まえた修正等

③時点修正、字句変更、その他所要事項の修正等

(3) 地域防災計画の改訂案の作成

前述の改訂方針を踏まえ、地域防災計画の改訂案を作成する。また、変更内容を記載した新旧対照表等の資料の作成を行う。

(4) 関係機関との調整・協議の支援

前述の改訂案をもとに、関係機関との調整・協議の支援を行う。

①愛媛県との調整支援

地域防災計画の改訂案に関する報告資料を作成し、愛媛県との協議・調整を支援する。

②パブリックコメント実施への支援

愛媛県と協議・調整を行った計画案に基づき、本市が行うパブリックコメントの実施を支援し、結果を計画に反映させる。

③防災会議の開催支援

発注者が開催する宇和島市防災会議（1回を予定）において、受注者は協議資料並びに議事要旨の作成を支援する。

4. 津波防災地域づくりに関する推進計画の策定

資料の収集・整理結果や地域防災計画の改訂を踏まえ、以下のとおり津波防災地域づくりに関する推進計画の策定を行う。

(1) 津波避難に係る動向整理と既往計画の整理

国の津波避難ビル等に係るガイドライン、津波対策推進マニュアル検討会報告書、津波防災地域づくりに関する法律、愛媛県南海トラフ地震対策行動計画、その他関連指針等の概要を整理する。

(2) 国・愛媛県による南海トラフ巨大地震に係る最新の検討結果の整理

国・愛媛県による南海トラフ巨大地震に係る最新の検討結果を整理し、対象となる沿岸地域における津波の高さ、浸水深、津波到達時間、陸域の津波到達時間（浸水開始時間）等、津波の特性等を取りまとめる。

(3) これまでの津波避難計画・対策に係る現状と課題の整理

津波防災対策の概要の概要等を整理し、最新の被害想定に照らし合わせて課題を整理する。また、国・愛媛県、宇和島市が現在施行中の地震・津波対策関連事業および、今後施行が計画されている事業を、ソフト事業・ハード事業ともに一元的に整理して、各事業間の連携により、防災対策が一層強化されるよう取りまとめる。

津波への対応については、国土強靱化地域計画、地域防災計画、事前復興計画、南海トラフ特措法に基づく推進計画等との整合性を図るほか、都市計画マスタープランとの調和や都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画、景観法に基づく景観計画、その他既存のまちづくりに関する計画と相互に整合性が保たれるよう作成する。

(4) 関係機関との調整・協議の支援

前述の策定案をもとに、必要に応じて、関係機関との調整・協議の支援を行う。

5. 業務報告書の作成

本業務の成果として、地域防災計画、津波防災地域づくりに関する推進計画策定の検討経緯や検討内容等が分かる業務報告書を取りまとめる。

なお、主要な内容を要約した概要版をそれぞれ作成し、地域防災計画については、

改訂のポイントや主要な内容を要約した概要版も作成すること。

■打合せ

業務の着手、完了報告時以外に、5回程度の打合せ（WEB会議で開催可能な場合は積極的に採用）を実施する。

受託者は、本市職員と打合せを行った内容について、議事録を作成し、これを提出しなければならない。

■成果品

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ・地域防災計画（電子データを含む） | 1 式 |
| ・津波防災地域づくりに関する推進計画策定（電子データを含む） | 1 式 |
| ・業務報告書（電子データを含む） | 1 式 |
| ・その他関係資料 | 1 式 |

■その他注意事項等

1. 本業務の実施にあたっては本仕様書、業務委託契約約款及び宇和島市契約規則に基づき行うものとする。
2. 受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打ち合わせを行い、作業を進めること。また、業務遂行中の打合せは、必要に応じて随時行うこと。
3. 計画等の成果品は、委託者に帰属し、委託者の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。
4. 受託者は、関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本業務を通じて知り得た情報を他に漏らし、若しくは本業務の目的以外に使用してはならない。
5. 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに委託者が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とすること。
6. 本仕様書について定めのない事項に疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、委託者と受託者間で協議の上、定めるものとする。